

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	意見・提案	回答
1	実施方針	12	第2	2	(2)	ソ			特別目的会社の設立	「2 事業者の募集及び選定の手順」の中に特別目的会社の設立が書かれていません。一般的には落札者の決定後速やかに特別目的会社の設立を始めます。特別目的会社の設立時期を明示したほうが良いと思います。	ご意見として承りました。
2	実施方針	22						リスク 分担 表	食中毒・異物混入	本事業のような規模での学校給食センターで、食材検収において食品に付着する虫や異物といった異常を全て事前に発見するのは困難だと思います。また、食材の傷み等も程度によっては市職員の指示によりその食材を使用するケースも想定されます。運営開始後、本実施方針を根拠に全て事業者側の責任と市担当者に判断される可能性もあります。項目自体の削除をお願いします。	ご意見として承りました。
3	要求水準書 (案)								目次	目次の第5-3 以降、本文と項目に食い違いが生じていると思われます。	質問回答のNo19を参照ください。
4	要求水準書 (案)	10	第2	1	(2)	ア			実施体制	「設計・建設業務責任者と設計業務責任者の兼務は可とする」とあるが、15年という長期間での施設運営の中では建設後の対応が大きな割合を占める可能性があるため、建設業務責任者が設計・建設業務責任者を兼ねることも可能にはならないでしょうか。	ご意見として承りました。
5	要求水準書 (案)	13				ウ	(イ)		植栽整備	「維持管理がしやすく、病虫害被害を生じにくい樹種を選定すること。なお、高木は不可とする。」との記載がございますが、予定地の既存の高木を含む植栽は、貴市にて移設または伐採等の方法で処分していただきたく存じます。	質問回答のNo41を参照ください。
6	要求水準書 (案)	13				ウ	(イ)		植栽整備	「維持管理がしやすく、病虫害被害を生じにくい樹種を選定すること。なお、高木は不可とする。」との記載がございますが、貴市にて既存の植栽を処分していただけない場合は、事業者の提案として既存の植栽をいずれかの方法で処分していただきたく存じます。	質問回答のNo41を参照ください。
7	要求水準書 (案)	20	第4	1	(5)	ウ			外構等保守管理業務	本件施設内に既存の高木を含む植栽を残す場合、既存の植栽の管理は貴市にて管理していただきたく存じます。	質問回答のNo48を参照ください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	意見・提案	回答
8	要求水準書 (案)	20	表						不可抗力 4	維持管理・運営期間中の不可抗力による損害も建設と同様に100分の1まで事業者が負担することを予定するとの記載がございますが、いわゆる「100分の1ルール」は、「公共工事標準請負契約約款」の、「100分の1ルール」に準拠していると思われ 維持管理・運営期間中に工事の危険負担に関するルールを適用されることは事業者にとって負担が重すぎると考えますので、維持管理・運営期間中の不可抗力による損害は貴市の負担としていただきたく存じます。 また、準拠する場合であっても、該当年度の維持管理・運営費の1%ではなく、例えば修繕が必要ならば該当年度の修繕費に対する1%、運営費が増大するなら該当年度の運営費に対する1%と、それぞれの事象に対しての1%としていただきたく存じます。	質問回答のNo13を参照ください。
9	要求水準書 (案)	23	第4	2	(2)	ア			建築設備保守 管理業務	「 配送校の配膳室及びエレベーターは含まない。」との記載がございますが、エレベーターのメンテナンスも事業に含んでいただいたほうが、より効率的な提案ができるとお考えております。 配送校のエレベーターのメンテナンスを本事業に含んでいただけるようご検討いただきたく存じます。	質問回答のNo50を参照ください。
10	要求水準書 (案)	27	第4	2	(6)	イ	(イ)	a	(j)	「内壁の床面から1m以上の部分、天井及び窓ガラスは月1回以上、清掃を行うこと」との記載がございます。清掃の頻度につきましては、PFI事業の特色の一つである「性能発注」に係ることであり、各事業者のノウハウを発揮できることと考えますので、事業者の提案に委ねていただきたく存じます。	質問回答のNo54を参照ください。
11	要求水準書 (案)	27	第4	2	(6)	イ	(イ)	b	(e)	「学校の長期休業期間中には、天井・床・内壁等の洗浄・殺菌、換気扇・フィルターの吹出口等の清掃、照明器具の清掃等、特別清掃を実施すること。」との記載がございます。清掃の頻度につきましては、PFI事業の特色の一つである「性能発注」に係ることであり、各事業者のノウハウを発揮できることと考えますので、事業者の提案に委ねていただきたく存じます。	質問回答のNo55を参照ください。
12	要求水準書 (案)	27	第4	2	(6)	イ	(イ)	c	(e)	「玄関や入札室兼会議室の窓ガラス等は、1週間に1回以上清掃すること。ただし、給食エリア側の清掃については、学校の長期休業期間中に行うものとする。」との記載がございます。清掃の頻度につきましては、PFI事業の特色の一つである「性能発注」に係ることであり、各事業者のノウハウを発揮できることと考えますので、事業者の提案に委ねていただきたく存じます。	質問回答のNo56を参照ください。

「(仮称)川西市中学校給食センター整備・運営PFI事業 実施方針等」に関する意見回答書

令和元年11月7日現在

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	意見・提案	回答
13	要求水準書 (案)	46	第5	3	(2)	イ			食材検収指示	調味料の納品日が月1回と解釈できる記載となっています。この場合、食品庫の面積がかなりの広くなり、事業費があがってしまいます。納品頻度を週に1回程度するなどご検討をお願いします。	質問回答のNo82を参照ください。
14	要求水準書 (案)	48	第5	4					本件施設の概要	汚染作業区域の『食器具・食缶等回収用風除室』は[検収・下処理ゾーン]ではなく[洗浄ゾーン]に該当するのではないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	要求水準書 (案)								関係資料10 付帯事業	1食あたり350円にて、配送 + 調理 + 使い捨て容器 + 回収となると大変厳しい金額と思いますが、再検討できませんでしょうか。	ご意見として承りました。